

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令	取引規制府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 取引規制府令第49条第1項第1号ハ全体		
1	<p>今回の49条1項1号の改正案は、金額基準に加え希薄化率をもとに軽微基準の充足有無を判断するという点において評価できる。他方、今回の改正案はいわゆる役職員等への報酬についてのみ軽微基準を変更するものである点で不十分なように思われる。本来、新株発行・自己株式処分・新株予約権発行の決定に係る重要事実の軽微基準について、払込金額の総額が1億円以上である点を判断基準とすることに合理性はない。時価総額1兆円や10兆円といった上場会社が総額1億円の株式を時価によって発行する場合、投資家の投資判断に全く影響しないと考えられる。そこで、希薄化率は、報酬以外の場合にも適用すべきである。また、金額基準については、時価総額が一定程度大きく、発行総額が1億円未満であっても、1株1円で多数の株式を発行すれば大きな希薄化が生じて、投資判断に影響すると考えられる。さらに、時価総額が小さい会社、例えば、5億円の会社であれば、5千万円の時価発行でも10%程度の希薄化が生じ、投資判断への影響が大きい。このように、金額基準自体の合理性についても検討すべきだと思われる。</p>	<p>株式報酬以外の目的で行われる株式発行等に係る決定については、その目的に応じて投資判断への影響が異なり得ることから、その軽微基準として希薄化率基準を用いることについては、その具体的な水準を含め、慎重な検討が必要と考えられます。</p> <p>金額基準については、これを併用しない場合には、特に規模の小さい上場会社において軽微基準が現行規制よりも大幅に縮小し得ることから現時点では維持することが適当と考えられます。</p>
2	<p>本改正の施行日前に、本改正の軽微基準に該当する重要事実が発生していた場合、本改正の施行日から軽微基準に該当するため、当該重要事実については本改正の施行日からインサイダー取引規制の適用対象外となるという理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
II 取引規制府令第49条第1項第1号ハ柱書		
3	<p>役員向け株式交付信託や従業員向け株式交付信託において、委託者が信託に対して行う自己株式処分及び新株発行についても、「当該上場会</p>	<p>形式的には信託受託者又は持株会に対して株式等を割り当てる場合であっても、上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務</p>

	社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権を割り当てる場合」に該当すると考えてよいか。	の提供の対価として個人に対して株式等を割り当てる場合と実質的に同一であれば、「当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権を割り当てる場合」に該当するものと考えられます。
4	改正案 49 条 1 項 1 号ハにおける「個人」とは、上場会社等から直接に株式・新株予約権の割り当てを受ける場合のみならず、令和 6 年 5 月 28 日公表の取引規制府令改正案の施行後の持株会の要件を満たす持株会に上場会社等から受けた奨励金を拠出して持株会を通じて割り当てを受ける場合も含むものという理解でよいか。(持株会から脱退する場合には、持株会の口座から持株会の拠出者への口座への移管が行われるものであって、これは有償性のある取引ではなく、実態としては、同一の個人による「役務の提供の対価」であることから、個人として直接に割り当てを受ける場合と持株会を通じて持分を保有することで実質的に割り当てを受ける場合を別に解する理由はないものとする。))	
5	「当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権 (…) を割り当てる場合」とあるが、持株会を通じて実質的に当該個人に対して株式を割り当てる場合や、当該個人を受託者する信託に対して株式を割り当てる場合も含まれると理解してよいか。	
6	取引規制府令 49 条 1 項 1 号ハ柱書では、「個人に対して株式又は新株予約権…を割り当てる場合」と規定されていますが、いわゆる株式交付信託の場合でも最終的な受益者である個人に株式等が交付されることから、本号ハの適用があるということよろしいでしょうか。	
7	「上場会社等又はその子会社若しくは関連会社」(「上場会社等」) の従業員 (派遣社員、臨時社員も含む。以下同じ。) に対する株式・新株予約権の割り当ては、一般に、労働の対償である労働基準法 11 条の「賃金」ではないものとして行われているところ、改正案 49 条 1 項 1 号ハにおける「上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として」という要件は、上場会社等の従業員に株式・新株予約権を割り当てる場合においては、当該株式・新株予約権が労働基準法 11 条の「賃金」に該当するか否かとは無関係に、上場会社等が当該株	ご理解のとおりです。

	式・新株予約権の割り当てを受ける従業員から役務の提供を受けているという事実があれば足りるものと考えているが、そのような理解でよいか。	
8	「個人」には、上場会社、その子会社又はその関連会社（「上場会社等」）との間で、委任、業務委託その他の契約に基づき上場会社等に対し役務を提供する上場会社等の役職員以外の個人も含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
9	「当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（…）を割り当てる場合」の「子会社」とは第49条5号イにあるように「法第166条第5項に規定する子会社」をいうと理解してよいか。また、「関連会社」とは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令には定義がないので、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に規定する関連会社」をいうと理解してよいか。	子会社は会社法第2条第3号に規定する子会社をいい（取引規制府令第30条第1項第6号の2）、関連会社は会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいいます（取引規制府令第30条第3項第1号）。
10	「当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権（…）を割り当てる場合」とあるが、事後交付型の株式報酬制度のように、当該個人の在職中の役務の提供の対価として、当該個人の退職後に株式又は新株予約権を割り当てる場合も含まれると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
11	改正後の第49条第1項第1号ハにおける「役務の提供の対価として」という要件について、上場会社が、当該上場会社等又はその子会社若しくは関連会社の役職員たる個人に対して、報酬として株式又は新株予約権を付与する際の法的構成としては、(1)報酬債権を付与し、それを現物出資させてそれと引き換えに交付する構成（現物出資構成）、(2)報酬債権と払込債務を相殺する構成（相殺構成）、及び(3)払込金額を無償として付与する構成（無償構成）が考えられるところ、いずれの構成によって付与するものであっても、報酬としての株式又は新株予約権の付与は「役務の提供の対価として」の要件を満たすと考えてもよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
Ⅲ 取引規制府令第49条第1項第1号ハ(1)		
12	「当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数」の解釈について、自己株式の処分	複数の株式報酬（株式発行・自己株式処分・新株予約権発行）が想定される場合、取引規制

	<p>を行う背景にある報酬制度が複数種類あり、かつ各報酬制度に関して処分する自己株式の総数をそれぞれ算出することができる場合であっても、各報酬制度の株式の総数について、発行済株式に対する割合を算出するといったことはできない理解でよいか。(すなわち、A報酬制度とB報酬制度がある場合において、上記基準に基づき算出した結果、A報酬制度については(1)の要件を満たすがB報酬制度は満たさないという場合、A報酬制度についてのみ軽微基準に該当するといった整理はできないという理解でよいか。)</p>	<p>府令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(1)の算定上合算すべきかどうかについては個別具体的な事案に即して実質的に判断されます。</p> <p>この点、同一の募集の決定と評価できるのであれば、新株発行・自己株式処分・新株予約権発行の別、内容、付与対象者、発行時期等を問わずに合算される一方、別個の募集の決定と評価されるのであれば、事後的に他の募集の決定と通算されることはございません。</p> <p>但し、目的や内容次第では、別個の募集の決定ではなく単に当初の募集の決定内容の変更(付与数、付与対象者、付与時期等の変更)の決定(すなわち新たな(同一の)募集の決定)にすぎないと評価される場合があると考えられます。</p>
13	<p>事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度(いわゆるRS)と事後交付型の業績連動型株式報酬制度(いわゆるPSU)といった複数の種類の株式報酬制度を導入している会社が、RSの募集とPSUに基づく株式の募集を同時点で決定した場合、両方の募集に係る株式数を合算して「発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の1未満」かを判断すると理解してよいか。</p>	
14	<p>RSの募集とPSUのユニット(所定の条件が成就した場合に株式の交付を受けることができる債権的権利)の付与を同時点で決定した場合、PSUのユニットの付与については、業績目標達成の有無及び最終的な株式付与人数が未確定である以上、未だ重要事実としての決定はなされていないため、RSの募集に係る株式数のみで「発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の1未満」かを判断すると理解してよいか。</p>	
15	<p>毎年RSの募集を2回行っている発行会社が、1回目のRSの募集の決定を行う時点において、2回目のRSの募集の具体的な時期、付与対象者数、付与株式数が未確定である場合には、2回目のRSについては、未だ重要事実としての決定はなされていないため、1回目のRSの募集に係る株式数のみで「発行済株式(自己株式を除く。)の総数の100分の1未満」かを判断すると理解してよいか。</p>	
16	<p>いわゆる事後交付型株式報酬や株式交付信託においては、複数年分(たとえば3年分)の株式報酬を一度に割り当てることがありますが、取引規制府令第49条1項1号ハ(1)の希薄化率の計算にあたっては、複数年分ではなく、1年分相当の株式数に引き直して「株式の総数」を計</p>	

	<p>算することで差支えないでしょうか。</p> <p>事後交付型株式報酬や株式交付信託においては、特定譲渡制限付株式と異なり、毎年交付はせず、複数年分をまとめて交付することが通例であることから、今回の改正の趣旨を踏まえれば、そのように計算できるのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。</p>	
17	<p>改正案 49 条 1 項 1 号ハ(1)は、種類株式発行会社もあり得るので、「発行済株式（自己株式を除く。）」は、「発行済株式（会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社にあつては取引所金融商品市場に上場する種類の発行済株式をいい、自己株式を除く。）」と理解でよいか。</p>	<p>その文言のとおり、取引規制府令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(1)に規定する「発行済株式」は特定の種類の発行済株式に限定されておられません。</p>
18	<p>希薄化率の分母が、[発行済株式数－自己株式数]とされているところ、直前議決権株数にならないか。</p> <p>議決権株数は [発行済株式数－自己株式数] とニアイコールですが、端株等により微妙にずれてしまいます。その点、公表された議決権株数を分母とすれば、計算プロセスが省略でき精度も上がると考えられます。なお、金融商品取引法第 5 条（届出書の提出）、第 27 の 23 条（大量保有報告書）、27 の 25 条（大量保有の変更）、第 163 条（売買報告書）、第 164 条（短売利益の返還）における主要株主の要件などは全て議決権ベースとなっております。また、有価証券届出書の大株主の状況も総議決権数に対する比率とされています。</p>	<p>重要事実は投資家の投資判断への影響という観点から規定されるべきものであり、必ずしも議決権のみを考慮すべきものではございませんので、「発行済株式数（自己株式を除く。）の総数」とすることが適切であると考えられます。</p>
19	<p>金額固定で付与を決定する場合、実際に割当決議日前営業日の株価によって株数が増減する。1%未満の判断について、株式報酬の実施を内部で意思決定した時点の株価を基準として判断すればよい、としていただけるとありがたいと考えます。</p> <p>金額ベースで株式報酬の付与額（1 億円以上前提）を決めている会社において、業務執行決定機関による株式発行等決定時点では希薄化率 1%未満を見込んでいたが、その後株価が下落し、希薄化率 1%以上となることを見込まれた場合には、当該見込まれた時点から「重要事実」に該当するとの理解でよいか。</p> <p>また、その場合、業務執行決定機関による株式発行等決定時点では希薄化率 1%未満を見込んでいたことは何をもって判断すればよいか。</p>	<p>株式報酬の金額を決定する場合において、その後の株価の動向によって取引規制府令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(1)に従って算出される希薄化率が 1%以上となる場合には投資家の投資判断への影響が典型的に軽微とはいえないものと考えられます。</p> <p>なお、個別具体的な事案に即して実質的に判断されますが、株式報酬を数ではなく金額により決定している上場会社においては、直近の株価を参考として、見込みの希薄化率を算出し、当該希薄化率が 1%未満であると見込まれなくなった時点で株式発行等の決定を重要事実と該当するものとして扱えば良いものと考えられます。</p>

20	<p>いわゆる業績連動型株式報酬では、一般に、個人に対してまず金銭報酬債権を受領する権利を付与し、一定の業績評価期間経過後、受領した当該金銭報酬債権の現物出資により自己株式処分の方法で株式を割り当てることとなるものが考えられる。</p> <p>そのような報酬について、自己株式処分の決議を（業績評価期間経過後の）割当て時点ではなく（業績評価期間経過前の）報酬付与時点において行う場合であっても、自己株式処分の決定という重要事実の存否については、あくまで自己株式処分の決議を行う（会社法 199 条 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定又は当該決定にかかる事項を行わないことを決定する）時点（決議前に機関決定されたと評価される場合はその時点）で問題となると考えられる。しかしながら、その時点において、「割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日（略）」時点の発行済株式総数の見込みを算出することは困難である（例えば、将来の新株発行の有無等を予測することは困難であるため）。</p> <p>そのため、このような報酬については、割当日ではなく、その処分する自己株式を引き受ける者の募集を行うことについて決定した日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も早い日とするなど、実務上の算出が容易になるよう手当てしていただくか、明確にしていきたい。</p>	<p>上場会社はその時点ではその保有する情報等を踏まえて基準日（割当日の属する事業年度の直前の事業年度末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日）において合理的に見込まれる発行済株式の総数を算出すれば足りるものと考えられますので、発行済株式の総数の算出は現状の文言であっても困難ではないと考えられます。</p>
21	<p>「発行済株式（自己株式を除く。）の総数の 100 分の 1 未満」とあるが、既発行で未行使の新株予約権の目的の株式の数等の潜在株式数は控除して計算する必要はないと理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
22	<p>「発行済株式（自己株式を除く。）の総数の 100 分の 1 未満」と見込まれることが軽微基準とされているが、割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日より前に RS の募集を決定した場合であっても、合理的に見込まれる当該末日の発行済株式（自己株式を除く。）を基準に、「発行済株式の総数の 100 分の 1 未満」かを判断すると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
23	<p>取引規制府令 49 条 1 項 1 号ハ(1)において、割</p>	<p>ご理解のとおり、基準日（割当日の属する事</p>

	<p>当日の属する事業年度の直前の末日の翌日から割当日前日までの間（たとえば、3月末決算会社において、割当日が8月1日だとした場合に、4月1日から7月31日までの間）に自己株式の取得を行った場合の希薄化率の計算はどうなるでしょうか。条文上は、割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日以降において考慮されるのは株式の併合・株式の分割・株式無償割当てのみであり、自己株式の取得は考慮されないようにも読めますが、その理解で正しいでしょうか。同項10号イ(2)等においても同様でしょうか。</p>	<p>業年度の直前の事業年度末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日）より後の自己株式の取得については考慮されないものと考えられます。</p>
24	<p>改正後の府令49条1項1号ハ(1)の「発行済株式（自己株式を除く。）」には、新株予約権（ストック・オプション）や新株予約権付社債は含まれないと理解したが、かかる理解で問題ないでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
25	<p>改正後の府令49条1項1号ハ(1)に「百分の一未満であると見込まれること」とありますが、「見込まれる」とは、どのように判断されるのでしょうか。</p>	<p>上場会社はその保有する情報等を踏まえて基準日（割当日の属する事業年度の直前の事業年度末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日）における希薄化率が1%未満であることが合理的に見込まれるかどうかにより判断されることとなります。</p>
IV 取引規制府令第49条第1項第1号ハ(2)		
26	<p>取引規制府令49条1項1号ハ(2)において、募集株式の発行等が複数回に分けて行われた場合の1億円基準の考え方についてご教示いただきたいです。</p> <p>たとえば、株式報酬2億円分を発行する場合、そのまま1億円を超えてしまいます。そこで、3回に分けて、たとえば、1) 8,000万、2) 8,000万、3) 4,000万と発行したとします。この場合、各回を個別にみれば1~3いずれも1億円未満です。</p> <p>このときに各回いずれも1億円未満なのだから、軽微基準が適用されてインサイダー情報にならないのか、1)~3)全体として1億円以上なのでインサイダー情報に該当するのかどうかという点を確認させていただきたい。</p> <p>おそらく全体として1億円以上とみてインサイダー情報になる可能性は高いが、その場合、1)、2)が時期的に近接してて、3)は1年後だった、のような場合にどうなるか、など、合</p>	<p>複数の株式報酬（株式発行・自己株式処分・新株予約権発行）が想定される場合、取引規制府令第49条第1項第1号ハ(2)の算定上合算すべきかどうかについては個別具体的な事案に即して実質的に判断されます。</p> <p>この点、同一の募集の決定と評価できるのであれば、新株発行・自己株式処分・新株予約権発行の別、内容、付与対象者、発行時期等を問わずに合算される一方、別個の募集の決定と評価されるのであれば、事後的に他の募集の決定と通算されることはございません。</p> <p>但し、目的や内容次第では、別個の募集の決定ではなく単に当初の募集の決定内容の変更（付与数、付与対象者、付与時期等の変更）の決定（すなわち新たな（同一の）募集の決定）と評価される可能性があるものと考えられます。</p>

	算するとしても、どういう場合に合算されてどういう場合には合算されないのかの基準を改めて示してほしい	
27	割当日の時価が1億円未満であると見込まれることが軽微基準とされているが、株式募集の決定の時点では割当日の時価は明らかではないため、その金額の見込みは、インサイダー取引規制に係る決定事実である以上、その決定時点までの株価の推移等の合理的な根拠により、「決定時点において」、割当日における株式の価額の総額が1億円未満と「見込まれる」かを判断すると理解してよいか。	割当日における「株式の価額」（株式の時価）は日々変動するため、見込みの金額となるところ、まずは、株式発行等の決定の日の直前の株価（終値）を参考として割当日における「株式の価額」の見込みの金額を計算した上で、当初は1億円未満であると見込まれていたものの、割当日までの株価の上昇により1億円以上となった場合には、基本的にはその時点から重要事実として認識することとし、当初は1億円未満であると見込まれていなかったものの、割当日までの株価の下落により1億円未満となった場合には、基本的にはその時点から重要事実該当しないものとして認識するものと考えられます。 但し、割当日までの株価の上昇・下落によって1億円以上となったり1億円未満となったりすることが繰り返されるような場合には、割当日における「株式の価額」が1億円未満であると見込まれないものとして重要事実として認識する必要があるものと考えられます。
28	合理的な根拠により「決定時点において」1億円未満であると「見込まれた」限り、株式募集の決定の後に株価が急上昇し、割当日の時点で1億円以上となったとしても、その事実をもって未公表の重要事実該当することにはならない（その時点で改めて決定の公表を行うことを要しない）と理解してよいか。	
29	上場会社の業務執行決定機関が、発行する株式又は処分する自己株式を引き受ける者の募集又は募集新株予約権を引き受ける者の募集に係る決定を行う時点で、割当日における株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれるかどうかについて、具体的に何に基づき判断すれば合理的に見込まれると判断したとされるか。例えば、上場会社において割当日までに公表予定の重要事実がない前提において、当該決定日の前日終値により算定した価額の総額が1億円を下回っている場合は、その時点においては「価額の総額が1億円未満であると見込まれること」に該当するとの理解でよいか。	
30	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号ハ(2)に規定する「割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること」について、上場会社の業務執行決定機関が株式発行等に係る決定を行った時点で、割当日における株式の価額の総額が1億円未満であると合理的に見込まれていれば足りるのか、それとも、株式発行等に係る決定から割当日までに当該見込みが1億円以上となった場合には、上場会社の業務執行決定機関による見込みの変更に係る決定が介在しない場合であって	

	も、その時点から重要事実該当することとなるのか。	
31	株式発行等に係る決定後、割当日までの間に、株価が高騰し価額の総額が1億円以上となった場合には、当該時点から重要事実該当することとなるか。これに関連して、当該株式が金融商品取引所に上場している場合、金融商品取引所における取引時間中の高値ベースでは価額の総額が1億円以上となるものの、終値ベースでは1億円を下回る場合、終値ベースで判断することも想定されるか。	
32	株式発行等に係る決定時又は決定時から割当日までの間に、価額の総額が1億円以上となるなどして重要事実該当し、その後、株価が急落した場合等、株価動向次第では、一定時点から重要事実該当しなくなることはあり得るか。株式発行等に係る決定後、一度でも重要事実該当した場合は、その後の株価動向にかかわらず、インサイダー取引規制の適用は免れないという理解でよいか。	
33	「割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額」とあるが、かかる「価額」とは、株式が割り当てられる場合も、新株予約権が割り当てられる場合も、いずれも、当該株式又は当該新株予約権の目的である株式の割当日における時価、すなわち、基本的には金融商品取引所における割当日又はその直前取引日での当該株式の株価（終値）と理解してよいか。	基本的にはご理解のとおりです。
34	「割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額」とあるが、役員提供の対価として無償で株式又は新株予約権を割り当てる場合にも、当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額を計算する必要があると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
35	取引規制府令 49 条 1 項 1 号ハ(2)において、「株式の価額の総額」が1億円未満であることが基準とされていますが、「株式の価額の総額」という言い方では、払込みを要しない募集株式の発行等（取締役・執行役に対するいわゆる無償発行）の場合に適用されるのかがやや不明確になるのではないかと考えられますので、「株式の払込金額又は当該役務の対価の公正な評価額」などのようにするのはいかがでしょうか。	取引規制府令第 49 条第 1 項第 1 号ハ(2)に規定する「株式の価額の総額」は株式の時価の総額を指しており、払込み等を要しない場合についても適用されることは明確であると考えております。

36	<p>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第1項第1号ハ(2)に規定する「割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が1億円未満であると見込まれること」について、「株式の価額」は具体的にどのように算定することが想定されているか。当該株式が金融商品取引所に上場している場合には、金融商品取引所における株価の終値を意味するとの理解でよいか。</p>	<p>基本的にはご理解のとおりです。</p>
V その他		
37	<p>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（以下本意見において「取引規制府令」といいます。）49条1項1号イ括弧書では、「ロ及びハに規定する場合を除く」とされていますが、これはロとハの双方に該当する場合のみ除くという趣旨でしょうか。それとも、ロ又はハのいずれかに該当する場合に除くという趣旨でしょうか。</p>	<p>その文言のとおり、取引規制府令第49条第1項第1号ロに規定する場合と同号ハに規定する場合が除かれております。</p>